



## ジャクソン改革 - 英国民事訴訟規則の変更



控訴院裁判官 (Rupert) Jackson が提言した重要な改革、英国民事訴訟規則にて実施

### 概要

この改革は 2013 年 4 月に実施され、費用、第 36 部の和解の申し出、証拠開示、専門家証人をはじめ、英国の裁判所で行われる訴訟の様々な側面を対象としています。

訴訟当事者は改革の影響を理解しておく必要があります。改革全体が重要ではありますが、本稿では特に、請求を処理・管理する際の裁判官のアプローチに大きな変化をもたらした Case Management 改革を取り上げます。

Case Management は、裁判官による請求の進捗管理方法に関連する広い意味をもつ用語です。具体的には、当事者らが期限の延長を求めた場合や裁判所命令の手続きに違反した場合に、改革に伴う新しいアプローチが適用されることとなります。規則の不遵守に対して制裁が科せられた場合に救済を与える規則<sup>1</sup>が修正されて、現在、より厳格なアプローチが求められるようになっています。

<sup>1</sup> CPR [Civil Procedure Rules] (民事訴訟規則) 3.9

その他の変更点として、これまでは Cost Management と Cost Budgeting の規則は海事裁判所と商事裁判所には適用されていませんでしたが、（政府の承認が得られた場合）2014年4月22日以降に開始される事案につき、1000万ポンドを上限として適用されるようになったことが挙げられます。

## 改革がもたらす影響

*改革はメンバーにどのような影響を及ぼすのか。*

英国の裁判所は、海事訴訟に関して長年の審理経験を有しており、紛争が公平に解決される法域として知られています。そのため、契約当事者の所在地や契約の履行地が英国以外である場合でも、英国法や英国裁判所の管轄権が盛り込まれている海運契約が多く見受けられます。

したがって、英国法の対象となる紛争や英国が裁判管轄地である紛争に巻き込まれた場合には、この改革の影響を受けることになります。裁判官がアプローチを変更できるということは、当事者の請求、抗弁、証拠が完全に除外される可能性があります。

そのため、裁判所が指定する期限を尊重することが極めて重要です。証拠収集を直ちに行い、また、裁判所の書類は速やかに目を通して同意する必要があるでしょう。

## CPR 3.9 に対する改革

CPR 3.9 は、ある訴訟当事者が期日または手続上の期限を徒過し、民事訴訟規則によって科せられる制裁に対して救済を求めた場合に適用されます。CPR 3.9 には以下のように記載されています。

*(1) 規則、実務上の指示または裁判所の命令の不遵守により科せられた制裁に対して救済申請があった場合、裁判所は、その申請に対して公正な対応ができるよう、以下の必要性を含め、事案のすべての事情を考慮することになる。*

*(a) 訴訟が効率的に相応の費用にて実施されること*

*(b) 規則、実務上の指示および命令の遵守の強制*

*(2) 救済の申請は、証拠による裏付けがなければならない。*

ここには2つの要素しか記載されていません。訴訟が「効率的に相応の費用にて実施される」ようにすることと、規則の遵守を強制することです。このように、裁判所には裁量の余地が残されており、「すべての事情」を考慮することは可能ですが、大きな変更点は、訴訟の費用と効率的な処理に重点が置かれていることです。その意図するところは、英国の裁判所を利用する全ての訴訟当事者にとって利益となるようにすることで、つまり、あらゆる法的手続きが、より迅速かつより費用効果の高い形で実施されるようにすることです。

## 改革の解釈

以下に、最近の判決において、新しい CPR 3.9 が適用された事例をご紹介します。

- ・ **Mitchell 事件** (2013) EWHC 2355  
 Mitchell は、(高等法院の手続きで要求される) 費用予算の提出を怠ったことから、CPR 3.9 が適用され、制裁に対する救済が認められませんでした(制裁内容は、Mitchell が勝訴当事者として受け取れる唯一の費用を訴訟費用に限定するというもの)。裁判官は、「今日、裁判所は、事案への公正な対処の一環として、事案が相応の費用にて処理されること、また、規則、命令、実務上の指示が確実に遵守されるようにしなければならない。その意味で、『事案への公正な対処』が示す意味が変更されたのである。変更ではないとすれば、裁判所のマネジメントとリソースの有効性を高めることが正義の一部として重視されるようになったと言えよう」と述べています。この点は、控訴院においても(最初の判決で)追認されています。
- ・ **Venulum Property Investments 事件** [2013] EWHC 1242 (TCC)  
 民事訴訟規則に関する善意の誤りが原因で請求明細書(particulars of claim)の送達期限を徒過したことに対する救済が与えられませんでした。
- ・ **Versloot Dredging BV 事件** [2013] EWHC 1667 (Comm)  
 被告は、所定期間経過後の訴答書面の修正許可を与えられませんでした。裁判官は、被告は修正が正当化される場合に課せられる義務を果たしておらず、修正を認めると、原告に不当な不利益をもたらすと結論付けました。
- ・ **Guntrip 事件** [2012] EWCA Civ. 392  
 高等法院において、証人の変更申請が認められませんでした。控訴裁判所は、高等法院のケースマネジメントについての干渉を適切と考え、その決定を支持しました。
- ・ **Elvanite Full Circle Ltd 事件** [2013] EWHC 1643 (TCC)  
 裁判所は、「不利益」を巡る議論の余地は大きく低下していると述べました。相手方にはいかなる不利益も生じていないという主張を展開した場合、「不利益はもっと広い意味であり、例えば、連鎖的に遅延を被る可能性のある全訴訟当事者に対する影響を考慮に入れるべきである」という反応を招くかもしれません。
- ・ **M A Lloyd · Sons Ltd 事件** [2014] EWHC 41 (QB)  
 原告に、証人供述書の送達期限の延長が認められず、その証拠の使用が禁じられ、事実審理の争点が制限されることとなりました。裁判所は、申請遅延は些末なことではなく、遅延の正当な理由は見当たらないと述べました。

一方、裁判所がより寛大なアプローチを採る場合もあります。Wyche 事件 [2013] EWHC 3282 (COMM)では、商事裁判所は、「～でない限り(unless)」という内容の命令を遵守しなかったことについて救済を認め、軽微な不履行を伴う類似の訴訟に対して警告を発するに留めました。裁判所の役割は自動的に処理を行うことではなく、人的ミスが斟酌される場合もあるようです。

ただし、裁判所がより堅固なアプローチを採った事案が多数発生しています。したがって、訴訟当事者は、期限と命令を確実に遵守するようにしてください。法令を確実に遵守し、厳しい制裁を回避できるように、当クラブや他のリーガルサービス提供者と協力するようにしてください。

この Gard Insight に関するご質問やご意見は、[Gard Editorial Team](#) または [Gard \(Japan\) K.K.](#)まで Eメールでお寄せください。

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であるとは限りません。であるとはであることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。

なお、原文の英文記事は「[Jackson Reforms - Changes to the English Civil Procedure Rules](#)」からご覧になれます。